

【東館電氣設備概要】

No. 1 点検項目

(3 年間 の点検)

運転・監視及び日常点検・保守

区分	項目	数量	点検周期				3年間の点検回数			
			1回／日	1回／週	1回／月	1回／年	1回／日	1回／週	1回／月	1回／年
電灯・動力設備	照明器具の点灯状態	6,560.65 m ²			○					36回
	照明設備ランプ交換場所	1,272.96 m ²	その都度交換				その都度交換			
	分電盤(開閉器類) (LAN盤含む)	73面			○					36回
	動力(制御盤類)	75面			○					36回
受変電設備	高圧	配電盤(高圧)	7面		○					36回
		配電盤(低圧)	24面		○					36回
		変圧器	25台		○				157回	
		交流遮断機	18台	○				726回		
		計器用変成器	37組		○				157回	
		指示計器	7面	○				726回		
		表示操作類	2組			○				36回
		高圧進相コンデンサー	3台		○				157回	
	低圧	指示計器	24面	○			726回			
		表示操作類	24組			○				36回
		開閉器類 歩掛りは配電盤に含む	1式	○			726回			
自家発電設備	自家発電装置		1台	○			726回			
	配電盤		4面		○				157回	
	補機付属装置	整流装置	1組	○	○		726回	157年		
		蓄電池	1組		○			157回		
		燃料タンク等	1基		○			157回		
		冷却水タンク	1基		○			157回		
		冷却塔	1台		○			157回		
		換気装置	1台			○				36回
		排気管・消音器	1組			○				36回
		油送ポンプ	4台			○				36回
		地下タンク	1基			○				36回
		サービスタンク	1基			○				36回
	試運転		1台			○				36回

運転・監視及び日常点検・保守 (要領表3-1分類1(3)及び(10)に掲げるもの)

定期点検等及び保守

(要領表3-1分類1(3)及び(10)に掲げるもの)

定期点検等及び保守

定期点検等及び保守

定期点検等及び保守

定期点検等及び保守

定期点検等及び保守

No.2 機器リスト1

設置階	分電盤 (20回路以上)	LAN分電盤 (20回路以上)	動力盤 (開閉器20回路以上)	分電盤 (20回路未満)	LAN分電盤 (20回路未満)	動力盤 (開閉器 20回路未満)	動力盤 (制御盤 10回路以上)	動力盤 (制御盤 10回路未満)	ケーブルラック 800未満	ケーブルラック 800以上	空調 設備	交流 無停電 電源装置	誘導灯	外灯	非常コンセント 1φ100V	非常コンセント 3φ200V	身障者 非常押釦	非常照明	避雷設備	構内配電線路			
																			突針	棟上導体	接地	電柱	バッドホール
B2 階	1							7	15		6.3		1	104					141		6		
B1 階	1			1					6		4.7			25					75				
1 階	1			4				2			4.5			14	22			1	58			1	1
2 階	1	1		1					2		3.7								49				
3 階	1	1		1					2		3.7								42				
4 階	1	1		1					2		3.7							1	59				
5 階	1	1		1					2		3.7								42				
6 階	1	1		2					2		3.7								55				
7 階	1	1		1				1	1		3.7								60				
8 階	2	1		1					5		3.7							1	54				
9 階	2			1					2		3.7								51				
10 階	3			1				2			3.7								53				
11 階	2			1					3		3.7			7		1	1		50				
12 階	2			2				1	1		3.7			7		1	1		51				
13 階	2			6				3			3.7			7		1	1		60				
14 階	1			1					2		3.7			7		1	1		48				
15 階	1			1				1	1		3.7			7		1	1	1	60				
16 階	1			2					2		3.7			7		1	1		56				
17 階	3			2					2		3.7			12		1	1		51				
18 階	4			2				2	1		4.2			13		1	1		38				
19 階				1		1	2	2		11.4			2		1	1		12					
20 階							1							1		1	1		13				
R 階																			1	78.8			
小計	32	7		33		1	22	53		90.3		1	213	22	10	10	4	1,178	1	78.8	6	1	1
合計	32	7		33		1	22	53		90.3		1	213	22	10	10	4	1,178	1	79	6	1	1
	39			34			75																
	73																						

備考1 分電盤・動力盤定期点検は、絶縁抵抗測定ほか共通仕様書記載の点検を行う。

備考2 誘導灯のB2階の個数は、階段室の通路誘導灯（階段1：43個、階段2：49個）を含む。

備考3 非常照明のB2階の個数は、階段室分（階段1：43個、階段2：49個）を含む。

No.3 機器リスト2

	形状・寸法	東館B2	東館13F	東館19F (東館20F)	計
電 気 室	配電盤に含む				
配 電 盤	(閉鎖型)	1		1	2 ヶ所
	(開放型)	4		3	7 面
高压配電盤					面
	小計	4		3	7 面
表示操作類 (ランプチェック等)		1		1	2 面
低压配電盤	閉鎖型	10		14	24 面
	開放型				面
	小計	10		14	24 面
表示操作類 (ランプチェック等)		10		14	24 組
電 気 室 内	バスダクト				m
外 部 配 線	高压ケーブル	2		2	4 系統
	低压ケーブル	49		66	115 系統
	低压ケーブル (ケーブルラック)	幅: 800 未満		58.7	58.7 m
		幅: 800 以上	28.2	10.0	38.2 m
絶 緣 抵 抗 測 定	配電盤に含む				1 式
接 地 抵 抗 測 定		6			6 ヶ所
ト ラ ン ス	油入式 500KVA超				台
	油入式 500KVA以下				台
	乾式 500KVA超	1		2	3 台
	乾式 500KVA以下	9		10	19 台
	低压乾式 500KVA以下			3	3 台
	小計	10	3	12	25 台
遮 断 機	VCB	7		6	13 台
	VCS	1		1	2 台
	V S	3			3 台
	小計	11		7	18 台
負 荷 開 閉 器	LBS			1	1 組
	AS	1			1 組
	PC	9		10	19 組
	小計	10		11	21 組
断 路 器	DS	3		1	4 組
					組
繼 電 器	不足電圧継電器	2		1	3 組
	過電流継電器	10		4	14 組
	地絡継電器	2			2 組
	小計	14		5	19 組
高 壓 コ ン テ ン サ ー	6.6KV	3			3 台
直 列 リ ク ト ル	6.6KV	3			3 台
計 器 用 変 成 器	VT 高圧計器用変圧器	2		1	3 組
	VCT 高圧計器用変成器	1			1 組
	CT 高圧変流器	7		4	11 組
	CT 低压変流器	10		12	22 組
	小計	20		17	37 組
避 雷 器		1			1 組
(電気室を除く)	空調機絶縁測定				m
幹 線	低压ケーブル 幅: 800 未満				m
	幅: 800 以上	41.4		48.9	90.3 m
直 流 電 源 装 置	整流装置 100V系 鉛蓄電池 400Ah以下				組
· B2F	整流装置 100V系 鉛蓄電池 400~700Ah以下	1		1	2 組
制御弁式据置鉛蓄電池					
600Ah/10HR					
54個組 (1組2セル)					
· 20F	制御弁式鉛蓄電池 54組×2セル/組 400A以下				組
制御弁式据置鉛蓄電池	制御弁式鉛蓄電池 54組×2セル/組 400~700Ah以下	1		1	2 組
500Ah/10HR					
54個組 (1組2セル)					
航 空 障 害 灯	灯具			7	7 組
	制御盤			1	1 組
漏 電 警 報 器	(絶縁監視装置含む)	10		20	30 組

		形状・寸法	東館B2	東館13F	東館19F	計	
(定期点検) 自家発電機設備		低圧水冷式 80kVA				組	
ラジエータ式 3.5kVA						組	
危機管理用低圧発電機						組	
高压発電機 900kVA ディーゼルエンジン 水冷 12気筒 室面積89.2m ²		1				1組	
ディーゼルエンジン (型式:AY40L-ST) 水冷4цилиндр 12気筒1800rpm, A重油							
交流発電機 (日立エンジニアリング) 900kVA 3φ 6600V 78.7A 60Hz 1800rpm 4極 力率80%おくれ							
付属機器 電動機盤 1面: VCB 7200V 600A 12.5kA V W 等計器外							
付属機器 自動始動盤 1面: TLR SPR X BZ BL 他 SW							
付属機器 ブレーカ盤 2面: VCB×2 二段積7200V 600A 12.5kA							
付属機器 燃料小出し機 1台: 1400L A重油							
付属機器 冷却水減圧水槽 1台: 6000L							
付属機器 冷却塔 1台: 冷却能力697.8kW 2.2kW 3段 200V							
付属機器 消音機 1台: 形式:QMRH-350MLX							
付属機器 潤滑油アラームボンプ 1台: 2.2kW 3φ 200V							
付属機器 燃料移送ポンプ 2台: 0.4kW×2 自動交互							
付属機器 蓄電池 2台: 0.4kW×2 自動交互							
		小計	1			1組	
(運転監視・日常点検) 自家発電機設備		自家発電装置	1			1組	
配電盤		4				4面	
補 器 付 属 裝 置	始動用蓄電池装置	整流装置 蓄電池	1			1面	
			1			1面	
	燃料タンク等		1			1台	
	冷却水タンク		1			1台	
	冷却塔		1			1台	
	換気装置		1			1台	
	排気管		1			1組	
	油送ポンプ		4			4台	
	地下タンク 16,000リットル		1			1基	
	サービスタンク		1			1基	
試運転		1				1台	
中央監視設備		監視制御機器	外観 装置機器等	1 1		1組 1組	
電源装置 整流装置			1			1組	
蓄電池						組	
自動誘導標識機		表示機 太陽光発電装置・制御盤				組 組	
(運転監視・日常点検) 昇降機		一般用 東	3			3台	
一般用 西		3				3台	
非常用				1		1台	
設置ヶ所		2		1		3ヶ所	
設置台数		6		1		7台	
						組	
						組	
(運転監視・日常点検) 直流電源装置		整流装置 蓄電池	1 1		1 1	2組 2組	
高圧母線 直流高圧方法による点検		高圧引込み・送り回路 高圧発電機回路	1 1		1 1	2回線 2回線	
		小計	2		2	4回線	
総合計							

No.4 機器リスト3 (弱電)

時計・スピーカ・TV増幅器の数量 (共用部分)

棟	階	時計	スピーカ	TV増幅器	備考
東館	B 2	3	7	0	親時計 1 1台 1面
	B 1	2	20	0	
	1	3	9	0	
	2	0	8	1	
	3	1	10	0	
	4	1	9	1	
	5	1	9	0	
	6	1	12	0	
	7	1	12	1	
	8	1	12	0	
	9	1	8	0	
	10	1	7	1	
	11	1	8	0	
	12	1	8	1	
	13	1	8	0	
	14	1	7	1	
	15	1	9	0	
	16	1	8	0	
	17	1	8	1	
	18	1	8	1	
	19	0	3	0	
	20	0	4	0	
	R	0	0	0	
	階段室	0	12	0	
	EV内	0	6	0	
計		24	212	8	

No.5 照明器具のランプ交換場所

(単位 : m²)

棟	階	廊下(通路等)	EV・ホール	階段	トイレ	湯沸室	更衣室・喫煙室	電気・機械室等	会議室等	その他	小計
東館	B2階										
	B1階										
	1階							83.36			83.36
	2階							55.06			55.06
	3階							55.06			55.06
	4階							55.06			55.06
	5階							55.06			55.06
	6階							55.06			55.06
	7階							55.06			55.06
	8階							55.06			55.06
	9階							56.21			56.21
	10階							56.21			56.21
	11階							56.21			56.21
	12階							56.21			56.21
	13階							56.21			56.21
	14階							56.21			56.21
	15階							56.21			56.21
	16階							56.21			56.21
	17階							56.21			56.21
	18階							56.21			56.21
	19階							170.19			170.19
	20階							64.49			64.49
	R階							7.40			7.40
計								1,272.96			1,272.96

No.6 照明器具の点灯状態（巡回場所）

(単位: m²)

棟	階	廊下(通路等)	EVホール	階段	トイレ	湯沸室	電気・機械室等	会議室	EPS	小計
東館	B2 階	228.89	90.62	29.01	8.92	3.2				360.64
	B1 階	1430.62	91.47	29.01	10	4.25				1565.35
	1 階	451.37	110.68	29.01	28.38	7.62				627.06
	2 階	170.77	41.57	29.01	19.5	5.9				266.75
	3 階	153.36	46.19	29.01	19.5	5.9				253.96
	4 階	154.24	46.19	29.01	19.5	5.9				254.84
	5 階	139.6	50.19	29.01	19.5	5.9				244.2
	6 階	153.36	44.23	29.01	19.5	5.9				252
	7 階	157.67	44.23	29.01	19.5	5.9				256.31
	8 階	156.53	44.23	29.01	19.5	5.9				255.17
	9 階	116.24	44.23	29.01	19.5	5.9				214.88
	10 階	80.14	48.48	29.01	19.5	5.9				183.03
	11 階	90.05	48.26	29.01	19.5	5.9				192.72
	12 階	100.26	48.45	29.01	19.5	5.9				203.12
	13 階	86.11	48.26	29.01	19.5	5.9				188.78
	14 階	81.45	48.29	29.01	19.5	5.9				184.15
	15 階	116.77	48.45	29.01	18.95	2.78				215.96
	16 階	111.06	48.54	29.01	19.5	5.9				214.01
	17 階	99.1	48.54	29.01	19.5	5.9				202.05
	18 階	85.94	48.54	29.01	19.5	5.9				188.89
	19 階	34.71	26.08	12.2						72.99
	20 階	148.38		15.41						163.79
	R 階									
計		4346.62	1115.72	607.81	378.25	112.25				6560.65

No.7 分電盤リスト

(分電盤)

棟名	階数	設置場所	盤名	製造年月日	(20回路以上)	(20回路未満)
東館	B2	中央EPS内	L-B2		○	
	小計				1面	面
B1	中央EPS内	L-B1		○		
	資源ごみ搬出所	LM-B1 (L-B1から)				○
	小計				1面	1面
1階	中央EPS内	L-1		○		
	会議室内	LM-1A				○
	会議室内	L-1				○
	情報公開室	L-1S				○
	旅券カウンタ一下	分電盤				○
	小計				1面	4面
2階	中央EPS内	L-2		○		
	中央EPS内	G-2 (端末機用)				○
	小計				1面	1面
3階	中央EPS内	L-3		○		
	"	G-3				○
	小計				1面	1面
4階	中央EPS内	L-4		○		
	"	G-4				○
	小計				1面	1面
5階	中央EPS内	L-5		○		
	"	G-5				○
	小計				1面	1面
6階	中央EPS内	L-6		○		
	"	G-6				○
	審理審問室	L-6-1				○
	小計				1面	2面
7階	中央EPS内	L-7		○		
	"	G-7				○
	小計				1面	1面
8階	中央EPS内	L-8		○		
	"	G-8				○
	食堂	LM-8		○		
	小計				2面	1面

(分電盤)

棟名	階数	設置場所	盤名	製造年月日	(20回路以上)	(20回路未満)
東館	9階	中央EPS内	L-9		○	
		"	H b-9			○
		鑑識課機械室	L-9 A		○	
小計					2面	1面
10階	中央EPS内	L-10			○	
		G-10				○
	鑑識課スタジオ	L M-10			○	
	鑑識課	L-10 A			○	
小計					3面	1面
11階	中央EPS内	L-11			○	
		"	G-11			○
	事件対策室				○	
小計					2面	1面
12階	中央EPS内	L-12			○	
		"	G-12			○
	"	LM-12A				○
	"	LM-12B			○	
小計					2面	2面
13階	中央EPS内	L-13A			○	
		"	G-13			○
	印刷室	L M-13				○
	照会センター	L-13B				○
		CVCF-L1				○
		CVCF-L2				○
		CVCF-L3				○
		CVCF-L4			○	
小計					2面	6面
14階	中央EPS内	L-14			○	
		"	G-14			○
小計					1面	1面
15階	中央EPS内	L-15			○	
		"	G-15			○
小計					1面	1面
16階	中央EPS内	L-16A			○	
		"	G-16			○
	警備資料室	L-16 B				○
小計					1面	2面

(分電盤)

棟名	階数	設置場所	盤名	製造年月日	(20回路以上)	(20回路未満)
東館	17階	中央EPS内	L-17A		○	
		大会議室	L-17B		○	
		大会議室	L-17C		○	
		通信機械室	L-17D			○
		通信指令課	L-17E			○
小計					3面	2面
	18階	中央EPS内	L-18A		○	
		電力室	KLM			○
		試験室	L-18B			○
		通信機械室	L-18C		○	
		倉庫2	LU-18A		○	
		新通信指令機械室	LU-18B		○	
小計					4面	2面
	19階	発電機室	LM-19			○
	小計				面	1面
計					32面	33面

(LAN分電盤)

棟名	階数	設置場所	盤名	製造年月日	(20回路以上)	(20回路未満)
東館	2階	中央附室	LAN-H21		○	
	小計				1面	面
	3階	中央附室	LAN-H31		○	
	小計				1面	面
	4階	中央附室	LAN-H41		○	
	小計				1面	面
	5階	中央附室	LAN-H51		○	
	小計				1面	面
	6階	中央附室	LAN-H61		○	
	小計				1面	面
	7階	中央附室	LAN-H71		○	
	小計				1面	面
	8階	中央附室	LAN-H81		○	
	小計				1面	面
計					7面	面

No.8 動力盤（制御盤類）リスト

棟名	階数	設置場所	盤名	製造年月日	盤 (10回路以上)	盤 (10回路未満)
東館	B 2	機械室3	M-B2A			○
		発電機械室	M-B2B			○
		電気室	M-B2C			○
		電気室	FE-2			○
		電気室	FS-2			○
		倉庫	FE-3			○
		倉庫	FS-4			○
		機械室2	M-B2D			○
		機械室3	PC1-1・1-2			○
		機械室3	PCW1-1・1-2			○
		機械室3	PC2-1・2-2			○
		機械室3	PCW2-1・1-2			○
		機械室3	PC3-1・1-2			○
		機械室3	PCW3-1・1-2			○
		水槽室	M-B2E		○	
		機械室1	M-B2F		○	
		機械室7	M-B2G		○	
		ポンプ室	M-B2H		○	
		ポンプ室	FE-1		○	
		ポンプ室	FS-1		○	
		機械室3	M-B2I		○	
		機械室3	M-B2J			○
小計				7面	15面	
B 1		ファン室1	M-B1A			○
		ファン室3	M-B1B			○
		ファン室5	M-B1C			○
		ファン室6	M-B1D			○
		フィルター業者詰め所	M-B1E			○
		西駐車場	FE-11			○
小計				面	6面	
1階		東南機械室	M-1A		○	
		東北機械室	M-1B		○	
		小計		2面	面	
2階		東南機械室	M-2A		○	
		東北機械室	M-2B		○	
		小計		面	2面	
3階		東南機械室	M-3A		○	
		東北機械室	M-3B		○	
		小計		面	2面	
4階		東南機械室	M-4A		○	
		東北機械室	M-4B		○	
		小計		面	2面	
5階		東南機械室	M-5A		○	
		東北機械室	M-5B		○	

		小計		面	2面
6階	東南機械室	M-6A			○
	東北機械室	M-6B			○
	小計			面	2面
7階	東南機械室	M-7A			○
	東北機械室	M-7B		○	
	小計			1面	1面
8階	東南機械室	M-8A			○
	東北機械室	ACU-17			○
	東北機械室	ACU-17			○
	東北機械室	ACU-17			○
	東北機械室	M-8B			○
	小計			面	5面

棟名	階数	設置場所	盤名	製造年月日	盤 (10回路以上)	盤 (10回路未満)
東館	9階	東南機械室	M-9A			○
		東北機械室	M-9B			○
		小計			面	2面
	10階	東南機械室	M-10A		○	
		東北機械室	M-10B		○	
		小計			2面	面
	11階	東南機械室	M-11A			○
		東北機械室	M-11B			○
			M-11C			○
	小計				面	3面
	12階	東南機械室	M-12A		○	
		東北機械室	M-12B			○
		小計			1面	1面
13階	13階	東南機械室	M-13A		○	
		東北機械室	M-13B		○	
			M-13C		○	
		小計			3面	面
	14階	東南機械室	M-14A			○
		東北機械室	M-14B			○
		小計			面	2面
	15階	東南機械室	M-15A		○	
		東北機械室	M-15B			○
		小計			1面	1面
16階	16階	東南機械室	M-16A			○
		東北機械室	M-16B			○
		小計			面	2面
	17階	東南機械室	M-17A			○
		東北機械室	M-17B			○
		小計			面	2面
	18階	東南機械室	M-18A		○	
		東北機械室	M-18B		○	
			M-18C			○
	小計				2面	1面
19階	19階北側	M-19A			○	
	19階南側	M-19B			○	
	19階排煙ファン室	M-19C				○
	19階排気ファン室2	M-19D				○
	小計				2面	2面
	20階水槽室	M-20			○	
	小計				1面	面
	計				22面	53面

No.9 動力盤（開閉器盤類）リスト

棟名	階数	設置場所	盤名	製造年月日	盤 (20回路以上)	盤 (20回路未満)
東館	B2	機械室3				
		発電機械室				
		電気室				
		機械室2				
		水槽室				
		機械室1				
		機械室7				
		ポンプ室				
		機械室3				
		機械室3				
小計					面	面
B1	ファン室	ファン室1				
		ファン室3				
		ファン室5				
		ファン室6				
		フィルター業者詰め所				
	小計				面	面
1階	東南機械室					
	東北機械室					
	小計				面	面
2階	東南機械室					
	東北機械室					
	小計				面	面
3階	東南機械室					
	東北機械室					
	小計				面	面
4階	東南機械室					
	東北機械室					
	小計				面	面
5階	東南機械室					
	東北機械室					
	小計				面	面
6階	東南機械室					
	東北機械室					
	小計				面	面
7階	東南機械室					
	東北機械室					
	小計				面	面
8階	東南機械室					
	東北機械室					
	小計				面	面

棟名	階数	設置場所	盤名	製造年月日	盤 (10回路以上)	盤 (10回路未満)
東館	9階	東南機械室				
		東北機械室				
		小計			面	面
	10階	東南機械室				
		東北機械室				
		小計			面	面
	11階	東南機械室				
		東北機械室				
		小計			面	面
	12階	東南機械室				
		東北機械室				
		小計			面	面
13階	13階	東南機械室				
		東北機械室				
		小計			面	面
	14階	東南機械室				
		東北機械室				
		小計			面	面
	15階	東南機械室				
		東北機械室				
		小計			面	面
	16階	東南機械室				
		東北機械室				
		小計			面	面
17階	17階	東南機械室				
		東北機械室				
		小計			面	面
	18階	東南機械室				
		東北機械室				
		小計			面	面
	19階	北側				
		南側				
		排煙ファン室	GM-19			○
		排気ファン室2				
		小計			面	1面
20階	水槽室					
	小計				面	面
	計				面	1面

保 安 規 程

設 置 者 広 島 県 (土木建築局営繕課)

事 業 場 広島県庁舎東館

第1章 総	則	1						
第1条 目	的	1						
第2条 効	力	1						
第3条 細	則	の	制	定	1			
第4条 規	程	等	の	改	正	1		
第2章 保安業務の運営管理体制	1							
第5条 保	安	業	務	組	織	1		
第6条 主	任	技	術	者	の	業	務	1
第7条 主	任	技	術	者	の	職	務	2
第8条 従	事	者	の	義	務	2		
第9条 主任技術者不在時の措置	2							
第10条 保	安	教	育	と	訓	練	2	
第3章 電気工作物の保安管理	2							
第11条 電	気	工	事	2				

第12条 完成検査	3
第13条 巡視・点検・測定等	3
第14条 運転休止の中の取扱い	4
第15条 事故の再発防止等	4
第16条 非常災害対策	4
第4章 電気工作物の運転及び操作	4
第17条 運転又は操作の基準	4
第5章 記録及び保存	4
第18条 記録	4
第19条 設計図書等の整備保存	5
第6章 雜則	5
第20条 危険の表示	5
第21条 危険の表示	5
第22条 測定器具類の整備	5

第23条 サイバーセキュリティ	5
附 則	6
別紙1 保 安 組 織	7
別表2 巡視・点検及び測定基準	8
別表3 電気使用区分及び責任分界点	30
別図1 高圧引き込み配置図	31
別図2 東館受変電設備単線結線図	32

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、広島県庁舎東館における自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、電気事業法（昭和39年法律第170号）第42条第1項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(効力)

第2条 当事業場の設置者及び職員は、電気関係法及びこの規程を遵守するものとする。

(細則の制定)

第3条 この規程を実施するため必要と認められる場合には、別に細則を制定するものとする。

(規程等の改定)

第4条 この規程の改定若しくは前条に定める細則の制定又は改定にあっては、主任技術者の参加のもとに立案し、これを決定するものとする。

第2章 保安業務の運営管理体制

(保安業務組織)

第5条 電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安業務を執行する組織は、次に定めるところによる。

- 一 保安業務の指揮命令系統及び連絡系統並びに保安業務の分掌は、別紙1のとおりとする。
- 二 土木建築局営繕課設備工事担当監（以下「設備工事担当監」という。）は、保安業務を総括管理する。
- 三 主任技術者は、主任技術者免状の交付を受けている者のうちから選任する。

(主任技術者の業務)

第6条 主任技術者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を行うものとする。

- 2 主任技術者は、電気工作物の保安に関し監督官庁に提出する書類、図面について十分審査しなければならない。

3 主任技術者は、監督官庁の行う検査に立会しなければならない。

(主任技術者の職務)

第7条 主任技術者の電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務は、次の各号について行うのものとする

- 一 電気工作物に係る保安教育に関すること。
- 二 電気工作物の工事に関すること。
- 三 電気工作物の保守に関すること。
- 四 電気工作物の運転操作に関すること。
- 五 電気工作物の災害対策に関すること。
- 六 保安業務に関すること。
- 七 保安用機材及び書類の整備に関すること。

(従事者の職務)

第8条 電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者（以下「従事者」という。）は、主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。

(主任技術者不在時の措置)

第9条 主任技術者が病気その他の理由により不在となる時に、その業務を代行する者をあらかじめ指名しておくものとする。

(保安教育及び訓練)

第10条 主任技術者は、従事者に対し電気工作物保安に関し必要な知識及び技能の教育を計画的に行わなければならない。

2 主任技術者は、従事者に対し事故その他非常災害が発生した時の保安上の措置について、必要に応じ実施指導訓練を行わなければならない。

第3章 電気工作物の保安管理

(電気工事)

第11条 電気工作物に関する工事の実施にあたっては、必要に応じ作業責任者を選任し、主任技術者の監督のもとにこれを施工するものとする。

2 主任技術者は、保安を確保するため必要に応じて、次のことを作業責任者に行わせなければならない。

- 一 停電期間及び危険区域の連絡又は表示
- 二 停電中の遮断機及び開閉区域の誤操作の防止措置
- 三 作業開始及び終了時間の記録
- 四 作業終了時の点検

(完成検査)

第12条 電気工作物に関する工事が完成した場合には、電気工作物の保安上必要な検査を行うものとする。

2 前項の検査の種類は、次のとおりとする。

- 一 見掛検査
- 二 接地抵抗測定
- 三 絶縁抵抗測定
- 四 保護継電器作動試験
- 五 その他電気工作物に必要な検査

(巡視・点検・測定)

第13条 電気工作物の保安のための巡視、点検及び測定は、別表2に定める基準により行うものとする。

2 主任技術者は、電気工作物の保安業務を行う場合において、当該業務の執行により庁内各室の業務に支障を与えるおそれがあると認める時は、予めその旨を関係室へ連絡しておかなければならない。

3 主任技術者は、巡視、点検又は測定の結果、法令に定める技術基準に適合していないことが判明したときは、当該電気工作物を直ちに修理、改造、移設又はその使用を禁止し、若しくは制限する等の措置を講じなければならない。

(運転休止中の取扱い)

第14条 電気工作物を1ヶ月以上運転休止する場合は、その旨を表示するものとする。

2 運転休止中の電気工作物は、劣化もしくは損傷しないよう保全しなければならない。

(事故の再発防止)

第15条 主任技術者は、電気工作物について事故その他異常が発生した場合は、直ちに適切な応急措置を講ずるとともに、必要に応じて速やかに精密検査を行い、その原因を究明し、その再発防止をしなければならない。

(非常災害対策)

第16条 天災地変その他非常災害の場合の事故予防措置、及び事故が発生した場合の応急措置について、あらかじめ必要な事項を定め、非常災害時の防災体制を整備しておくものとする。

2 主任技術者は、非常災害が発生し危険と認められるときは、直ちに当該範囲の給電を停止することができるものとする。

第4章 電気工作物の運転及び操作

(運転又は操作の基準)

第17条 電気工作物の運転又は操作は、別に定める基準より行うものとする。

2 前項の基準は、次の事項について定めたものとする。

- 一 平常時及び事故その他の異常における、電気工作物の運転又は操作を要する機械器具の操作順序、及び運転方法並びに指令系統及び連絡系統。
- 二 電気工作物の軽微な事故を修理し、又は使用停止、若しくは使用を制限する等の応急措置及び報告又は連絡の要領。
- 三 中国電力株式会社の広島制御所又は広島営業所との連絡事項。

四 緊急時に連絡すべき事項、連絡先及び方法

第5章 記録及び保存

(記録)

第18条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する記録は、別に定める様式により記録し、これを必要な期間保存するものとする。

- | | |
|----------------------|-----|
| 一 巡視点検測定記録（日常、定期、精密） | 3年間 |
| 二 運転日誌 | 3年間 |
| 三 電気事故記録 | 3年間 |
| 四 補修工事記録 | 3年間 |
- 2 主要電気機器の補修記録は、設備台帳に記録し、その設備が必要としなくなるまで保存するものとする
(設計図書等の整備保存)
- 第19条 電気工作物に関する設計図、仕様書及び取扱説明書は、必要な期間保存するものとする。
- 2 関係官庁又は電気事業者に提出した書類及び図面その他重要な分書は、その写しを必要な期間保存するものとする。

第6章 雜 則

(責任分界点)

第20条 中国電力株式会社とこの規定による、県の保安上の責任分界点は、広島県庁舎東館の構内柱に設置の気中開閉器電源側端子である。

(危険の表示)

第21条 受電室その他高圧電気工作物が設置されている場所等危険のおそれがある所には、人の注意を喚起するような表示を設けるものとする。

(測定器具類の整備)

第22条 電気工作物の保守作業に必要な測定器具類並びに運転操作に必要な備品、予備品等は常に整備し、所定の場所に適正に保管しておかなければならない。

(サイバーセキュリティ)

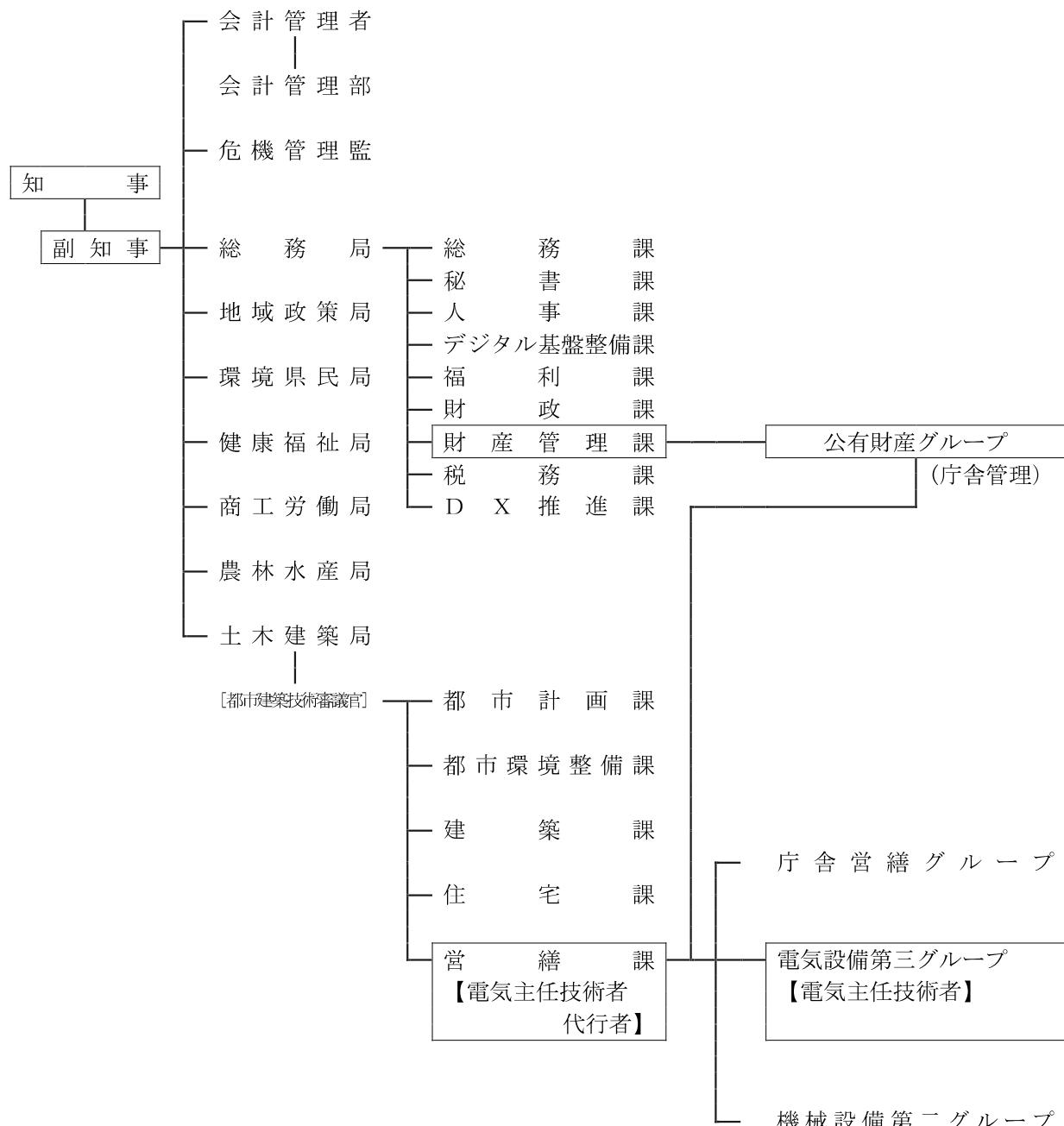
第23条 電気工作物の保安を確保するため、「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」に基づき、サイバーセキュリティの確保のための適切な処置を講ずるものとする。

なお、発電事業の用に供する電気工作物は、「電力制御システムセキュリティガイドライン」に基づき、サイバーセキュリティの確保のための適切な処置を講ずるものとする。電気工作物の保守作業に必要な測定器具類並びに運転操作に必要な備品、予備品等は常に整備し、所定の場所に適正に保管しておかなければならない。

附 則

- 1 この規程は、別紙3に示す電気使用区域内(責任分界点から負荷側)の電気工作の保安管理に関し適用する。
- 2 この規程は、昭和59年9月1日から施行する。
- 3 この規程の改正は、平成7年6月28日から施行する。
- 4 この規程の改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 5 この規程の改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 6 この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。
- 7 この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 8 この規程の改正は、平成30年5月1日から施行する。
- 9 この規程の改正は、令和6年4月1日から施行する。
- 10 この規程の改正は、令和7年4月1日から施行する。

別紙1
東館保安組織



電氣保安業務分掌

- 1 電気保安規定、細則の制定
 - 2 電気設備保全計画の制定
 - 3 電気設備の測定、記録
 - 4 電気設備増設工事の設計、施工、監督及び検査
 - 5 受電室の運転及び日常点検
 - 6 電線路及び電気使用設備の巡回点検

別紙2 巡視、点検、測定及び手入基準

電気設備管理基準

○は電気事業法に基づく点検

運転・監視及び日常点検・保守

高圧機器名	点 檢 内 容	点 檢 周 期		
		1回／日	1回／週	1回／月
盤類 「配電盤パネル フレーム等」	扉の開閉の良否及び施錠の有無を点検			○
	汚損、損傷、変形、亀裂、塗装、の剥離及びさびの有無を点検			○
	ボルトの緩みの有無を点検			○
	雨水浸入、ほこり等の堆積状態を点検			○
	標識の汚損及び取付状態を点検			○
変圧器	異臭、異音、漏油等の有無を点検		○	
	温度計の記録。（温度計付のみ）		○	
遮断機 (VCB、VCS等)	異臭、異音、漏油等の有無を点検	○		
計器用変成器	汚れ、損傷、変形、亀裂、加熱、変色、漏油等の有無を点検		○	
	接続部の変色の有無を点検		○	
	接地線の外れ、断線等の有無を点検		○	
指示計器 表示器類	各計器の表示値の適否を点検	○		
	配電盤等の信号灯、表示灯類をランプチェックで確認（グラバネ等全ての表示類）			○
	各計器指示値の記録（手書きによる記録）	○ (3回/日)		
高圧コンデンサー 直列リアクター	異音、異臭、変形、漏油、ふくらみ等有無を点検		○	

運転・監視及び日常点検・保守

低圧機器名	点 檢 内 容	点 檢 周 期		
		1回／日	1回／週	1回／月
低圧配電盤 「配線用遮断器、電磁接触器等」	異音、異臭、損傷、加熱、変色等の有無を点検			○
	開閉表示状態（指示、点灯）を確認			○
指示計器 表示器類	各計器の表示値の適否を点検	○		
	配電盤等の信号灯、表示灯類をランプチェックで確認（グラバネ等全ての表示類）			○
	各計器指示値の記録（手書きによる記録）	○ (3回/日)		
分電盤・照明 盤制御盤等	異常な唸り音の有無を確認			○
	開閉表示状態（指示、点灯）を確認			○
動力制御盤	異常な唸り音、発熱、異臭、変色等有無を点検			○
	コンデンサーの液漏れ、ふくらみ等の有無を点検		○	
中央監視設備 監視制御機器 外観	腐食、浸水等の有無を確認する	○		
	異音、異臭、異常振動等の有無を点検する	○		
装置・機器等	ディスプレイ装置・キーボード等の画面の異常異臭、異音等の有無を点検し、異常な温度上昇及び作動確認を行う	○		
	プリンターの用紙量・印字確認、スイッチ等の点検を行う	○		
電源装置 整流装置、 インバーター 装置	汚れ、損傷、過熱等の温度上昇及び変形、異音、異臭、腐食等の有無を点検する		○	
	表示類の点灯状態を確認する		○	
	電池の損傷、液漏れ、汚損等の有無を確認する		○	
	蓄電池の総出力電圧を確認する		○	

運転・監視及び日常点検・保守

低圧機器名	点 檢 内 容	点 檢 周 期		
		1回／日	1回／週	1回／月
自家発電装置	燃料油及び潤滑油の漏れの点検	○		
	冷却水の量及び漏れの点検	○		
配電盤	配電盤等の信号灯、表示灯類の点灯状態をランチェック等により点検			○
	自家発電装置が始動及び自動運転待機状態を（切り替えスイッチの自動測位置等）にあることを確認		○	
補機付属装置				
a始動用蓄電池装置				
イ 整流装置	表示灯類の点灯状態を点検	○		
	操作、切り替えスイッチ等の状態を点検		○	
ロ 始動用蓄電池	蓄電池の損傷、液漏れ、汚損等の有無を点検		○	
	蓄電池の電解液面を点検し、最高、最低液面線内にあることを確認		○	
	蓄電池の総出力電圧を確認		○	
b始動用空気圧縮装置	充気された空気を圧力計指示値により確認		○	
	空気槽内の水抜き		○	
c燃料タンク、燃料移送ポンプ等	タンク、ポンプ及び配管の油漏れ、変形、損傷等の有無を点検		○	
	油量を点検		○	
d冷却水タンク	タンク、機器及び配管の水漏れ、変形、損傷等の有無を点検		○	
	冷却水等の水量等を点検		○	
eラジエータ	ラジエータ排風口周りの障害物の有無を点検		○	
	ラジエータの水漏れ、変形、損傷等の有無を点検		○	
f換気装置	自然換気口の開口部の状況又は機械換気装置の運転が適正であることを手動運転にて確認			○

運転・監視及び日常点検・保守

機 器 名	点 檢 内 容	点 檢 周 期		
		1回／日	1回／週	1回／月
g 排気管 ・消音器	排気管等の加熱部周辺に可燃物が置かれていな いことを確認			○
	排気管の支持金具の緩みの有無を点検			○
h バルブ	各種バルブの開閉状態を点検			○
試運転	試験スイッチを投入して、試運転を行い、始動 時間を確認			
	運転中、電圧計、周波数計等の計器の支持値が 適正であることを確認			○
	回転数、温度、圧力等を付属の各計器により始 動前及び運転時の指示値を確認並び記録			○
	試運転終了後、スイッチ、ハンドル、バルブ等 を自動始動側に切り替えて、運転待機状態にあ ることを確認			○
直流電源装置 整流装置				
	表示灯類の点灯状態を点検	○		
蓄電池装置	操作、切り替えスイッチ等の状態を点検		○	
	蓄電池の損傷、液漏れ、損傷等の有無を点検		○	
	蓄電池の電解液面を点検し、最高・最低液面線 内にあることを確認		○	
構内配電線 路・通信線路	蓄電池の総出力電圧を確認		○	
	架空線、引き込み線及びちよう架線と植物との 離隔距離及びたるみ、損傷等の有無を点検			○
	電柱、支持物等の損傷、傾斜、腐食、汚損、コ ンパウンド漏れ等の有無を点検			○
外灯設備	マンホール及びハンドホールのふたの損傷の有 無を点検			○
	点灯状態を点検			○
	灯具、ポール等の損傷、破損、さび、腐食等の有 無を点検			○

運転・監視及び日常点検・保守

機 器 名	点 檢 内 容	点 檢 周 期		
		1回／日	1回／週	1回／月
航空障害灯 灯具 制御盤				
	点灯状態を点検	○		
	異音、発熱、異臭、変色等の有無を点検		○	
	警報作動状態を試験用押しボタン等により点検			○
避雷設備	突針支持管の取付状態を点検			○
	突針等の支持管の固定状態を点検			○
	棟上げ導体の取付状態及び損傷等の有無を点検			
中央監視設備				
1、監視制御機器 イ 外観	腐食、浸水等の有無を点検	○		
	異音、異臭、異常振動等の有無を点検	○		
ロ装置、機器等	ディスプレイ装置・キーボード等の画面の異常、異臭、異音等の有無を点検し、異常な温度上昇及び作動の確認	○		
	プリンターの用紙量、印字確認、オンラインスイッチ等の点検	○		
2、電源装置 (UPS) イ 整流装置 インバータ 一　　装置				
	汚れ、損傷、過熱等の温度上昇及び変形、異音、異臭、腐食等の有無を点検		○	
	各計器の指示値を確認		○	
	表示灯類の点灯状態を確認		○	
ロ 蓄電池	蓄電池の損傷、液漏れ、汚損等の有無を点検		○	
	蓄電池の総出力電圧を確認		○	

定期点検及び保守

機 器 名	点 檢 内 容	点 檢 周 期	
		1回／半年	1回／年
受変電設備			
1 電気室	小動物の浸入するおそれのある開口部の有無を点検		○
	取扱者以外者の立ち入り禁止措置が行われていることを確認		○
	室内温度及び湿度を測定し、その良否を点検		○
	室内整理状況の良否及び消化器の有無を点検		○
2 配電室 a盤外観	配電盤の据え付け状態、損傷、さび、腐食、変色等の有無を点検		○
	盤内或いは変電室内への漏水又は痕跡、小動物が浸入するおそれのある開口部の有無を点検		○
	点検扉の開講の良否及び施錠の有無を点検		○
	パワーフーム等の据え付け状況の良否、据え付けボルトの緩みの有無を点検		○
	操作レバー・ボタン・切替スイッチ等の機器破損及び機器据え付け状況良否を点検		○
b開放型母線、 閉鎖型盤内部	内部床上、機器仕切り板、碍子等の清掃		○
	母線、支持碍子類、絶縁隔離板等の、過熱、錆、変形、汚損、変色等の有無を点検		○
	機器取付及び配線接続状況の良否を点検		○
	接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検		○
	制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検		○
3、ケーブル配線	ケーブル被服材、支持材及び端子部の損傷、腐食、過熱等の異常の有無を点検		○
	端子部及び分岐接続部の緩み等を点検		○
	ケーブル支持材（結束材含む）の緩み等の有無を点検		○
	垂直幹線の最上部の支持状態を点検		○

定期点検及び保守

機器名	点検内容	点検周期	
		1回／半年	1回／年
4、絶縁測定	絶縁抵抗を測定し、その良否を確認 (高圧回路、低圧回路等)		○
5、接地抵抗	接地線の断線、腐食等の有無を点検。 接地線取付部の取付状態（ボルト・ナットの緩み、損傷等） を点検する。 接地端子盤において各種接地抵抗を測定し、その良否を確認		○
変圧器			
モールド変圧器	機器外面の汚損、損傷、加熱、さび、腐食、変形、変色、異音等の有無を点検		○
油入変圧器	本体取付及び配線接続状態の良否を点検する。また、防振装置を有するものは、その劣化の有無を点検		○
	接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検		○
	温度計の損傷の有無及び指示値の良否を確認		○
	巻線の過熱、変色及びヨークコア鉄板の飛び出しの異常との有無を点検		○
	油面計により、油量の良否を確認		○
	放射装置の外面の汚れ、損傷等の有無を点検		○
交流遮断器			
V C B	機器外面の汚損、損傷、加熱、さび、腐食、変形、変色等の有無を点検		○
	本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検する。また、引出型にあっては、出し入れ装置の円滑性及び導体接続部の良否を点検		○
	接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検		○
	遮断器の開閉表示及び開閉動作の良否を点検する。また、動作回数を確認		○
	制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検		○

定期点検及び保守

機 器 名	点 檢 内 容	点 檢 周 期	
		1回／半年	1回／年
断路器			
D S	機器外面の汚損、損傷、加熱、さび、腐食、変形、変色等の有無を点検		○
	本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検		○
	接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検		○
	接続部の損耗、荒れ等の有無を点検		○
	開閉投入・切り操作を行い、その良否を点検		○
	操作機構部の損傷、変形、さび等の有無を点検		○
高压負荷開閉器			
1、閉鎖型 気中開閉器	機器外面の汚損、損傷、加熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検		○
	本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検		○
	接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検		○
	開閉投入・切り操作を行い、その良否を点検		○
2、開放型 気中開閉器 (LBS)	機器外面の汚損、損傷、加熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検		○
	本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検		○
	接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検		○
	開閉投入・切り操作を行い、その良否を点検		○
	接続部の損耗、荒れ等の有無を点検		○
	電力フューズ付は、汚損、亀裂等の有無を点検する。また、予備フューズの確認		○
	操作機構部の損傷、変形、さび等の有無を点検		○

定期点検及び保守

機器名	点検内容	点検周期	
		1回／半年	1回／年
高圧カットアウト	機器外面の汚損、損傷、加熱、さび、腐食、変形、変色等の有無を点検		○
	本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検		○
	接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検		○
	開閉投入・切り操作を行い、その良否を点検		○
	接続部の損耗、荒れ等の有無を点検		○
	電力フューズ付は、汚損、亀裂等の有無を点検する。また、予備フューズの確認		○
高圧電磁接触器 V C S	機器外面の汚損、損傷、加熱、さび、腐食、変形、変色等の有無を点検		○
	本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検する。また、引出型にあっては、出し入れ装置の円滑性及び導体接続部の良否を点検		○
	接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検		○
	接触器の開閉動作及び開閉表示の良否を点検		○
	制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検		○
計器用変成器	機器外面の汚損、損傷、加熱、さび、腐食、変形、変色、汚損等の有無を点検		○
	本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検		○
	接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検		○
	制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検		○
	電線貫通型の変成器は、貫通部の亀裂、変色等の有無を点検		○
	電力フューズ付は、汚損、亀裂等の有無を点検する。また、予備フューズの確認		○
	変成器二次巻線と対地間の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認（高圧回路の絶縁測定で良ければ省く）		○

定期点検及び保守

機 器 名	点 檢 内 容	点 檢 周 期	
		1回／半年	1回／年
避雷器	機器外面の汚損、損傷、加熱、さび、腐食、変形、変色、異音等の有無を点検		○
	本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検		○
	接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検		○
力率改善装置 進相コンデンサー 直列リアクトル			
	機器外面の汚損、損傷、加熱、さび、腐食、変形、変色等の有無を点検		○
	本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検		○
	接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検		○
指示計器 表示操作 保護継電器	機器外面の汚損、損傷、加熱、さび、腐食、変形、変色、汚損等の有無を点検		○
	本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検		○
	接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検		○
	制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検		○
	各指示計器の零調整を行う。また、正常に機能していることを確認		○
	保護継電器の故障検出器を作動させて、警報及び故障表示の確認		○
	シーケンス試験（インターロック試験及び保護継電器試験器との連動試験）を行う。		○
模擬停電試験			
	模擬停電により、高圧制御回路の連動試験を行い、制御回路及び高圧機器に異常のないことを確認 (非常用発電機の起動及び電圧等の確認含む)		○

定期点検及び保守

機 器 名	点 檢 内 容	点 檢 周 期	
		1回／半年	1回／年
低圧配電盤 1、開放型盤外観	配電盤の据え付け状態、損傷、さび、腐食、変色等の有無を点検		○
	盤内或いは変電室内への漏水又は痕跡、小動物が浸入するおそれのある開口部の有無を点検		○
	パ イ° フレーム等の据え付け状況の良否、据え付けボルトの緩みの有無を点検		○
	操作レバー・ボタン・切替スイッチ等の機器破損及び機器据え付け状況良否を点検		○
2、開閉器類	機器外面の汚損、損傷、加熱、さび、腐食、変形、変色等の有無を点検		○
	本体取付状態及び配線接続状態の良否を点検		○
	接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検		○
	開閉器の開閉動作及び遮断動作の良否を点検		○
	配線用遮断器等の用途名称が正しいことを確認		○
3、幹線 イケーブル等の配線			
	ケーブル被覆材、支持材及び端子部の損傷、腐食、過熱等の異常の有無を点検		○
	端子部及び接続部の緩み等を点検		○
	ケーブル支持材の緩み等を点検		○
	垂直幹線の最上部の支持状態を点検		○
ロケーブルラック 及び配管	ケーブルラック及び配管の変形、損傷、腐食等の有無を点検		○

定期点検及び保守

機器名	点検内容	点検周期	
		1回／半年	1回／年
分電盤 1、キャビネット a屋内型	盤の取付状況（支持ボルトの緩み）を確認		○
	ゴミ、振動音、過熱等の有無を点検		○
	断熱充填物（不燃耐熱シール材等）の欠損及び割れの有無を点検	○	
b屋外型	盤の取付状況（支持ボルトの緩み）を確認	○	
	ゴミ、振動音、過熱等の有無を点検		○
	防水パッキンの劣化状況及びさびの有無を点検		○
	盤内部の雨水の浸入又は痕跡、結露等の有無を点検		○
2導電部 a母線、分岐導体配線支持物	汚れ、異物、ごみ等の有無を点検		○
	異音、異臭、変色及び過熱の有無を点検		○
b端子台	異音、異臭、変色及び過熱の有無を点検		○
3機器 遮断器・MG リモコン等	漏電遮断器のテストボタンにて動作を確認		○
	各機器の異音、異臭、変色及び過熱の有無を点検		○
動力盤 a屋内型	盤の取付状況（支持ボルトの緩み）を確認		○
	ゴミ、振動音、過熱等の有無を点検		○
	断熱充填物（不燃耐熱シール材等）の欠損及び割れの有無を点検		○
b屋外型	盤の取付状況（支持ボルトの緩み）を確認		○
	ゴミ、振動音、過熱等の有無を点検		○
	防水パッキンの劣化状況及びさびの有無を点検		○
	盤内部の雨水の浸入又は痕跡、結露等の有無を点検		○
2導電部 a母線、分岐導体配線支持物	汚れ、異物、ごみ等の有無を点検		○
	異音、異臭、変色及び過熱の有無を点検		○

定期点検及び保守

機 器 名	点 檢 内 容	点 檢 周 期	
		1回／半年	1回／年
3、機器 制御回路 a遮断器・MG 表示灯・スイッチ等	テストボタン（漏電遮断器等）による動作確認		○
	異常なうなり音、発熱、異臭、変色等の有無を点検		○
	機器取付状態の良否を点検する。		○
	単位装置毎に試験運転を行い運転電流を記録		○
b 制御回路	自動・連動運転等のシステム運転の確認		○
	警報装置の動作を確認		○
	センサー・継電器等の動作を確認		○

定期点検及び保守

機 器 名	点 檢 内 容	点 檢 周 期	
		1回／半年	1回／年
4、中央監視制御装置 a外観	据え付けボルトの緩みの有無を点検する		○
	換気ファンの動作確認を行い、異常音等の有無を点検する	○	
	記憶装置の異常振動の有無を点検する	○	
	操作パネルのスイッチ類及び表示部の機能を点検する	○	
	エアーフィルターの状態を点検する	○	
	コネクタ類の差込部を点検する。また、プリント板等の表面を清掃する	○	
b中央処理装置等	汚れ、損傷及びさびの有無を点検する	○	
	フロッピーディスク装置等のヘッドの清掃し、異音の有無を点検する		○
	下記項目の動作をテストプログラムにより確認する	○	
	イ CPU機能、メモリ ロ ハードディスク ハ フロッピーディスク装置 ニ 入出力制御、回路制御アダプター ホ インターフェース装置		
	故障表示 (LED等) 及びブザー鳴動の動作を確認する	○	
c監視操作装置等			
表示装置	各部清掃、電気的性能試験、(画面動搖等) キーボード (マウス等) の機能点検及びテストプログラムによる動作を確認する		○
	表示装置が取り付け金具にて固定されていることを確認する		○
表示操作パネル	グラフィックパネル等を清掃し、表示灯、操作スイッチ類の機能を点検する	○	
d電送装置	入出力動作の確認及び点検を行う		○
	入出力端子のケーブル等の締め付け状態及び電源電圧を確認する		○
	入出力動作試験は、全ポイントの動作確認及び調整を行う		○
	自立型の電送装置の固定ボルトを点検する		○

定期点検及び保守

機 器 名	点 檢 内 容	点 檢 周 期	
		1回／半年	1回／年
e記録装置			
プリンター類	各部清掃、注油、紙送り、印字機構の点検調整並びにテストプログラムによる動作確認を行う		○
	監視状態での印字位置、ミシン目スキップ、色切替等の確認を行う	○	
	固定器具又はゴムマット等にて、転倒等の防止装置がされていることを確認する		○
ハードコピー装置	各機構の清掃、注油、制御回路、オフラインテスト、オンラインテスト及び機構部の点検調整を行う		○
	監視状態での印画位置、色合い等を確認を行う	○	
	固定器具又はゴムマット等にて、転倒等の防止装置がされていることを確認する		○
f電源			
各装置の電源	電源電圧（入力電圧、出力電圧）を確認する		○
	蓄電池の充電状態をテスター等により確認する	○	
無停電装置	装置の過熱、ほこり等付着の状態を点検する		○
	キャビネットの変形、損傷及び変色等の有無を点検する		○
	異音、異臭等の有無を点検する		○
	支持ボルト等の緩みの有無について点検する		○
	パネル表示、操作部等の操作及び表示機能を点検する		○
	電源電圧（入力電圧、出力電圧）の確認を行う		○
	交流入力電源を停電させ、蓄電池運転への切替、復電時の切替、交流直送回路への切替等の点検を行う		○
	蓄電池について、変形、損傷、き裂、液漏れ等の有無を点検する		○

定期点検及び保守

機 器 名	点 檢 内 容	点 檢 周 期	
		1回／半年	1回／年
発電機室	小動物の侵入恐れのある開口部の有無を点検する	その都度	
	点検上及び使用上障害となる不要物が置かれていないことを確認する。	その都度	
	消火器が置かれていることを確認する。	その都度	
	関係者以外の者の立入禁止措置がとられていることを確認する。	その都度	
	保守用 I ビーム等に錆及び取付ボルトの緩みの有無を点検し、作動部の動きが円滑であることを確認する。	その都度	
	廃油処理が行われていることを確認する。	その都度	
	照度を測定し、点検及び操作上必要な照度が確保されていることを確認する。	その都度	
	各種設備・各機器・建築物等の保有距離が保たれていることを確認する。	その都度	
本体基礎部等	共通台板の取り付け状況及び基礎ボルトの変形、損傷等の有無を点検する。	その都度	
	防振装置のひび割れ、変形、損傷及びたわみの異常の有無を点検する。	その都度	
	付属装置の取付状態及び取付ボルトの点検を行う。	その都度	
	原動機と発電機との軸継手部の損傷、緩み等の有無を点検する。また、たわみ軸継手が使用されているものは、緩衝用ゴムの損傷等の有無を点検する。	その都度	
原動機 ディーゼル機 関・ガス機関	原動機の据付状態を点検する。	その都度	
	各部の汚損、変形等の有無を点検する。	その都度	
	機関の各配管等に燃料、冷却水、潤滑油、始動空気等の漏れがないことを確認する。	その都度	
	クランクケース、過給器、燃料ポンプ、調速機等の各部の潤滑油量が適正であるか確認する。	その都度	
	潤滑油の汚れ及び変質の有無を確認する。	その都度	
	機関のターニングにより、次の点検を行う。 ・ 各シリンダーの吸・排気弁の開閉時期及びバルブクリア ・ ランスの良否。 ・ 燃料噴射ポンプの吐出開始時期の良否	その都度	
	燃料噴射弁の噴射圧力及び噴射状況の良否を点検する。	その都度	
	燃料フィルター及び潤滑油フィルターの分解清掃を行い、フィルター本体及びエレメントに異常のないことを確認する。	その都度	

定期点検及び保守

機 器 名	点 檢 内 容	点 檢 周 期	
		1回／半年	1回／年
	過流式機関及び予熱燃焼式機関は、予熱栓の発熱部の断線、変形等の有無を点検する。 調速機装置の作動状況を点検する。		その都度
発電機	発電機本体、出力端子保護カバー等の変形、損傷、脱落、腐食等の有無を点検する。 発電機巻線部及び導電部周辺に付着したほこり、油脂等による 汚損の有無を点検し、乾燥状態にあることを確認する。 スペースヒーター及び回路の断線、過熱等の有無を点検する。 接地線の断線、亀裂及び接続部の緩みの有無を点検する。 ブラシ付き発電機は、ブラシを引き出して、表面、側面の摩擦状態及びブラシ迎え圧力が適正值であることを点検する。また、ブラシ、ブラシ保持器スリップリング等の清掃を行う、なお、ブラシレス発電機の場合は、回転整流器、サージアブソーバー等の取付状態を点検する。 軸受等の潤滑状態の良否、変質及び汚損の有無を点検する。 潤滑油の汚損状況及び水分の混入状況をオイル試験紙等を用いて点検する。	その都度 その都度 その都度 その都度 その都度 その都度 その都度	
a. 盤本体・内部	盤本体、扉、ちょう番、ガラス窓等の汚損、さび、変形、腐食等の有無を点検する。	その都度	
配 線 等	主回路及び制御用、操作用、表示用等の配線に腐食、損傷、過熱、ほこりの付着、断線等の有無を点検する。 主回路端子部、補機回路端子部、検出部端子等の接続部分及びクランプ類に腐食、損傷、及び過熱による変色の有無を点検する。 端子類、その他の支持物の腐食、損傷、変形の有無を点検する。 接地線の断線、腐食及び接続部の損傷の有無を点検する。 スペースヒーター及び断線、過熱等の有無を点検する。	その都度 その都度 その都度 その都度 その都度	
b. 盤内機器	自動電圧装置の変形、損傷、腐食、ほこりの付着、過熱及び接触不良の有無を点検する。 交流遮断機は、「VCB」の当該事項による。 断路器は、「断路器」当該事項による。 計器用変成器は、「計器用変成器」当該事項による。 負荷開閉器は、「高圧負荷開閉器」当該事項による。 指示計器及び保護継電器は「指示計器・保護継電器」当該事項による。 開閉器類は、「低圧開閉器類」当該事項による。	その都度 その都度 その都度 その都度 その都度 その都度 その都度	

定期点検及び保守

機 器 名	点 檢 内 容	点 檢 周 期	
		1回／半年	1回／年
c. 制御回路	<p>制御電源スイッチ、自動、手動切替スイッチ、自動始動制御機器等の操作及び取付状態の良否並びに汚損、破損、腐食、過熱、異常振動等の有無を点検する。</p> <p>補機盤は、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> 補機用電源スイッチ（始動電動機・充電装置・空気圧縮機・室内換気装置・燃料油送ポンプ等）の操作及び取付状態の良否並びに汚損、破損、非職、過熱、異常音、異常振動等の有無を点検する。 <p>補機運転用検出スイッチを短縮又は開放して、自動運転ができるることを確認する。</p>	その都度	
補機付属装置類			
a. 蓄電池設備	蓄電池は、「蓄電池」の当該事項による。	その都度	
b. 空気始動設備	<p>始動空気槽、空気圧縮機等に変形、損傷、腐食等の有無を点検する。</p> <p>付属の圧力計により始動用空気圧力が適正であることを確認する。</p> <p>安全弁の吹き出し、吹下りの圧力値が適正であることを確認する。</p> <p>空気圧縮機の潤滑油の漏れ、汚損、変色等の有無及び湯量の良否を確認する。</p> <p>始動回数試験後、始動用空気圧縮機を規定時間内に規定圧力まで充氣出来ることを確認する。</p>	その都度	
c. 自動充気装置	空気圧縮機等の作動に異常音、異常振動及び過熱のないことを確認する。また、自動充気装置の動作状態が適正で上限・下限の空気圧力が規定値内であることを確認する。	その都度	
d. 燃料層	<p>燃料タンクの貯油量を油面計により点検し、併せて油量系の動作の良否を点検する。また、滑車式油面計は、滑車の動作の円滑性及びワイヤー等の損傷の有無を点検する。</p> <p>燃料タンク、配管及び各種バルブの状態並びに取付ボルトの異常の有無を点検する。</p> <p>燃料タンク用通気金物の引火防止金網の脱落、腐食等の有無を点検する。</p> <p>燃料タンクの燃料油の水分含有量について点検する。</p> <p>燃料タンク内のさび、損傷等の有無を点検する。</p> <p>燃料タンクのスラッジの状況を点検する。</p>	その都度	

定期点検及び保守

機 器 名	点 檢 内 容	点 檢 周 期	
		1回／半年	1回／年
e. 冷却塔	羽根車の羽根及びサポート等の変形、損傷、さび、腐食等の有無を点検する。		その都度
	充填材の汚損の程度を点検する。		その都度
	冷却水中の沈殿物、浮遊物等の有無及び水の透明等を点検する。		その都度
	送風機及びポンプを停止し、散水口の目詰まりを点検する。		その都度
	水槽下部の排水管を全開して排水した後、水槽上部から順次下方へと清掃を行う。		その都度
	自然乾燥後に上下水槽の損傷の有無を点検し、金属製水槽の場合は、塗装の状態及び錆の有無を点検する。		その都度
	ボールタップのフロートへの浸水及び変形の有無を点検し、フロートを上下に移動して補給水の給水、停止の状態を確認する。		その都度
	フロートスイッチのフロートへの浸水及び変形の有無を点検し、フロートを上下に移動して補給水ポンプの電源が正常の入・切することを確認する。		その都度
	通風装置のベルトを点検し、スリップによる磨耗、縁の切れ、底割れ側面のひび割れ及び一部欠損の有無を点検する。		その都度
f. 冷却水ポンプ	圧力計の動作状態の良否を点検し、速度計及び圧力計の数値を確認する。	その都度	
	本体及び軸受部分の異常音、異常振動、温度上昇等の有無を点検する。	その都度	
	本体と電動機との直結部分が正常であることを確認する。また、軸受部分から漏水の有無を点検する。	その都度	
	ポンプの共通ベース及び基礎ボルトの損傷、緩み等の有無を点検する	その都度	
g. ラジエータ	本体、ファン及びファンベルト等の変形、損傷、緩み、腐食、漏水等の有無を点検する。	その都度	
	ラジエータコア外部の汚損の有無を点検する。	その都度	
	屋外のフード、金属、ガラリ等のさび、損傷、緩み等の有無を点検する。	その都度	
	ラジエータコア内部の冷却水の汚れの有無を点検する。	その都度	

定期点検及び保守

機 器 名	点 檢 内 容	点 檢 周 期	
		1回／半年	1回／年
h. 換気装置	給排気ファンの取り付け状態、回転部及びベルトの緩み、損傷、亀裂、異常音、異常振動等の有無を点検する。	その都度	
	軸受部の潤滑油に汚れ、変質、異物の混入等の有無を点検する。	その都度	
i. 排気装置 イ 消音器	支持金具、緩衝装置等の損傷の有無を点検する。	その都度	
	ドレンバルブ又はドレンコックを点検し、水分等を除去する。	その都度	
ロ 排気管	排気管と原動機、可燃物、その他の離隔距離を確認する。	その都度	
	排気伸縮管、排気管及び断熱装置に変形、脱落、損傷並びに亀裂の有無を確認する。	その都度	
	排気管貫通部の断熱材保護部のめがね石等に変形損傷、脱落及び亀裂の有無を点検する。また、排気伸縮管を配管途中に取り付けている場合は、貫通部の排気管固定の取り付け状態を確認する。	その都度	
	室外露出部の錆等の有無及び先端部保護網の取付状態の良否を点検する。		その都度
j. 絶縁抵抗	下記の機器、回路別に絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・ 発電機関係 ・ 機器及び機側配線 ・ 電動機類		その都度
耐震装置	ストッパー等の偏荷重、溶接部のはがれ等の有無を点検する。	その都度	
	基礎ボルトの変形、損傷及びナットの緩みの有無を点検し、耐震措置が適正であることを確認する。	その都度	
運転機能			
a. 試運転	始動タイムスケジュール及びシーケンスを確認し、自家発電装置が自動運転待機状態であることを確認する。	その都度	
	運転中、電圧・周波数・回転速度・各種温度・各部圧力等の計器指示が規定値内であることを確認する。	その都度	
	ブラシ付き発電機の場合は、運転中発電機ブラシからのスパークの発生状況に異常のないことを確認する。	その都度	
	運転中に異常音（不規則音）、異臭、異常振動、異常な発熱、配管等からの漏れの有無を点検する。	その都度	
	保護装置の検出部を短絡させ、遮断器の遮断、原動機停止の機能表示及び警報が正常であることを確認する。	その都度	
	試運転終了後、スイッチ、ハンドル、バルブ等の位置が自動始動運転の待機状態にあることを確認する。	その都度	

定期点検及び保守

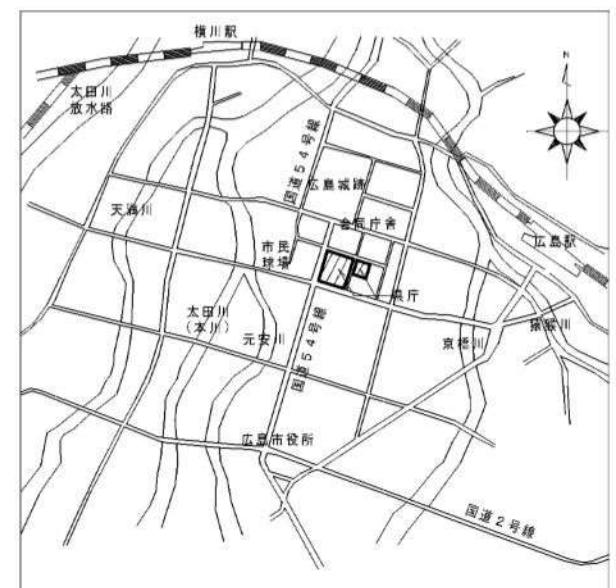
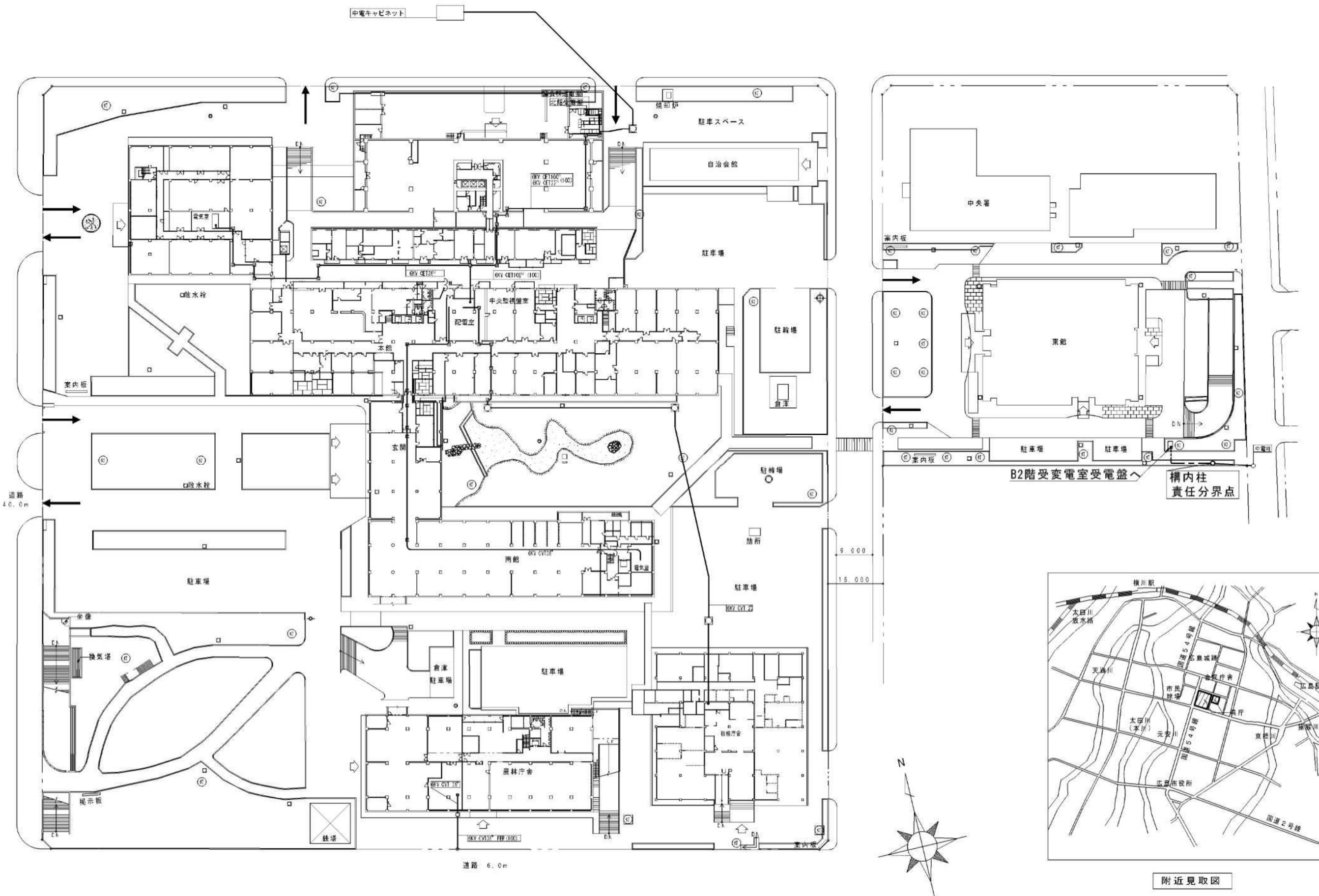
機器名	点検内容	点検周期	
		1回／半年	1回／年
b. 保護装置	保護装置の検出部の動作を実動作又は、模擬動作で試験し、動作値が規定どおりであることを確認する。		その都度
c. 調速機	瞬時全負荷遮断性能は、発電機定格出力の100%に負荷において、電圧、周波数、及び回転速度をそれぞれ定格値に合わせ、発電機用の遮断機を遮断して電圧周波数及び回転速度を測定し、安定性能を確認する。 瞬時負荷投入性能は、発電機遮断器にて負荷を投入して電圧、周波数および回転速度を測定し、安定性能を確認する。		その都度
精密点検 (6年点検)			
a. 原動機	ディーゼル機関各部を分解整備し、異常の有無を点検する。		その都度
b. 水槽等	水槽内部の清掃、点検終了後、給水し、給水完了時の水位が規定値であることを確認する。		その都度

定期点検及び保守

機器名	点検内容	点検周期	
		1回／日	1回／年
絶縁監視装置による低圧回路	日常電気室点検時（1回／日）監視状態の確認とデータを記録。	○	
Igr方式の場合	警報発生時の対応 ① 注意レベル警報が出た場合（15mA設定） 当該電気工作物の状態を確認すると共に、必要に応じて点検を行う。 ② 警戒レベル警報が出た場合（50mA設定） 絶縁測定器又は絶縁状態探査器により異常を確認し、絶縁不良箇所の改修を行なう。		その都度
絶縁監視装置による監視回路 (3年間のうち2年は無停電による点検を実施する)	1、東館18階電気室通信指令非常動力盤 ① PGM-31 UPS ② PGM-32 LU-18A ③ PGM-33 LU-18B ④ PGM-34 M-17D ⑤ PGM-35 M-18C	平成21年4月1日から施行 平成21年4月1日から施行 平成21年4月1日から施行 平成21年4月1日から施行 平成21年4月1日から施行	

別紙3 電気使用区域及び責任分界点

事務所の名称	広島県庁舎（東館）	備考
事業所の所在地	広島市中区基町9-42	
責任分界点の位置及び 開閉器の種類、定格	広島県の6.6KV配電線柱上に広島県が施設した 地中開閉器の電源側接続点	
主遮断機の種類、定格	真空遮断器 7.2KV 600A 12.5KA	

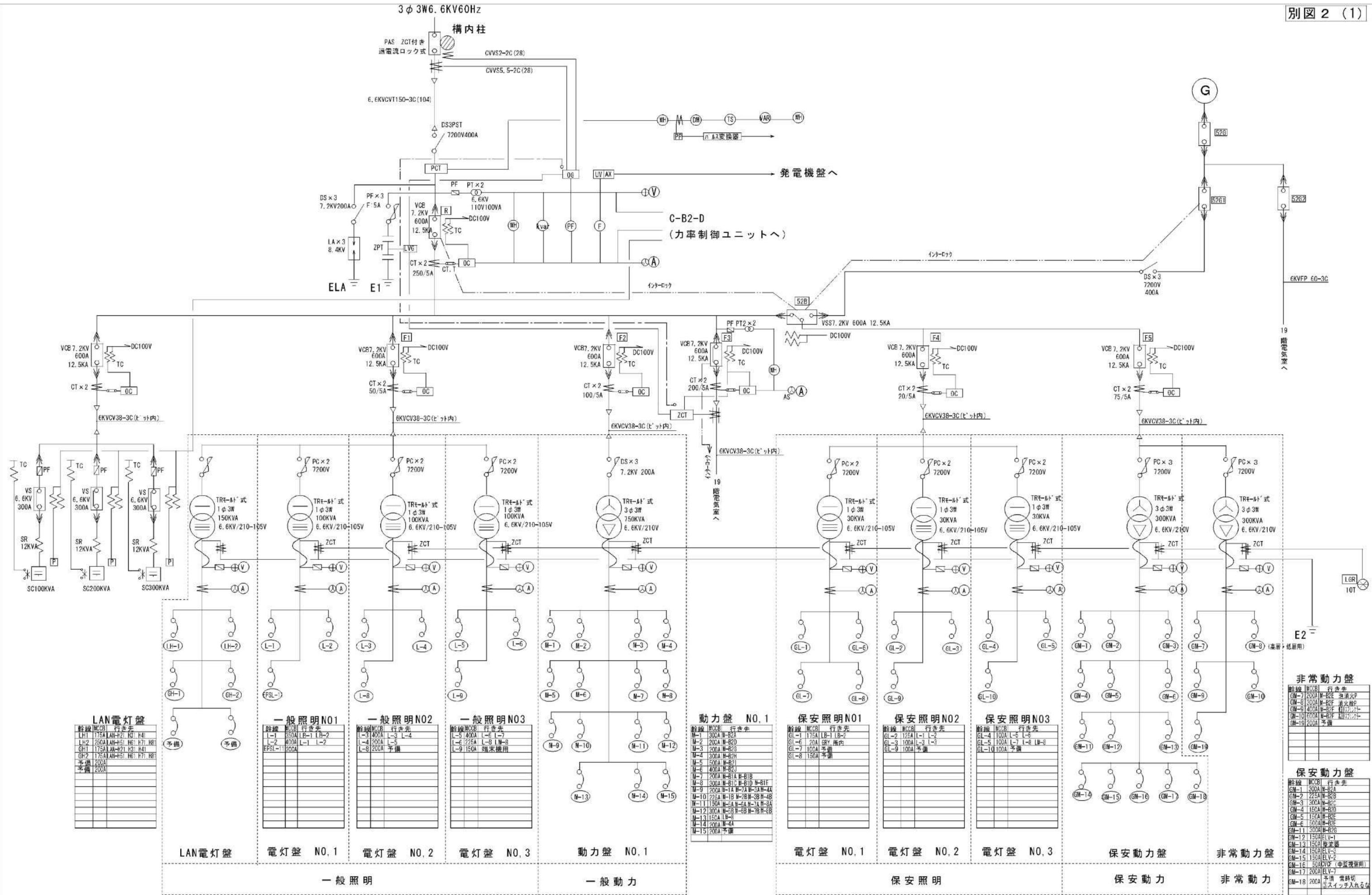


附近見取図

所在地：広島市中区基町10番52号

0 7 14 21 28 35 42 49m

別図2(1)



別図 2 (2)

